

青森県報

号外第三十七号

平成十八年
四月一日
(土曜日)

目 次

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………	(財政課)	… 一
公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………	(総務学事課)	… 一
青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人の一部改正……………	(同)	… 二
青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………	(同)	… 二
包括外部監査契約の締結……………	(行政経営推進室)	… 二
特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の一部改正……………	(県民生活文化課)	… 三
青森県特定非営利活動促進法施行細則の規定による縦覧の場所の一部改正……………	(同)	… 三
補助金等の交付に関する事務の地域県民局長及び農林水産事務所長への委任……………	(農林水産政策課)	… 三
農地法第三条第二項第五号の別段の面積……………	(構造政策課)	… 四
二以上の農林水産事務所又は地域県民局長及び農林水産事務所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局又は農林水産事務所の指定……………	(農村整備課)	… 四
二以上の県土整備事務所又は地域県民局及び県土整備事務所		
の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する		
地域県民局又は県土整備事務所の指定……………	(監理課)	… 六

青森県立郷土館の特別展の使用料の額及び常設展の特定期間……………

(教育庁文化財保護課) …… 七

出先機関

自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定……………

(青森県森税務事務所) …… 八

教育委員会

青森県情報公開条例第三十三条の規定により青森県教育委員会が定める法人の廃止……………

(職員福利課) …… 八

青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により青森県教育委員会が定める法人の廃止……………

(同) …… 八

告 示

青森県告示第二百七十八号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「静岡市」の下に、「堺市」を加える。

青森県告示第二百七十九号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第十九号を次のように改める。

十九 民生委員・児童委員委嘱辞令及び主任児童委員委嘱辞令

第四十号及び第四十一号を削り、第三十九号を第四十一号とし、第二十八号から第三十八号までを二号ずつ繰り下げ、第二十六号及び第二十七号を削り、第二十五号を第二十九号とし、第二十四号を第二十八号とし、第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 特定疾患医療受給者票

第二十一号を第二十四号とし、第二十号を第二十三号とし、第十九号の次に次の三号を加える。

二十 民生委員・児童委員証

二十一 戦傷病者乗車券類引換証

二十二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金裁定通知書

第四十四号を次のように改める。

四十四 タクシーメーター装置検査済証

第五十三号を削り、第五十二号を第五十三号とし、第五十一号を第五十二号とし、

第五十号の次に次の一号を加える。

五十一 林業改善資金償還金納入通知書

第五十五号中「6 家賃に係る未納通知書」を

「6 家賃に係る未納通知書

7 駐車場使用料に係る未納通知書」

十五号の次に次の一号を加える。

五十六 特定公共賃貸住宅の管理事務に係る次に掲げるもの

1 納入通知書

2 家賃に係る未納通知書

3 駐車場使用料に係る未納通知書

青森県告示第二百八十号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

表社団法人青森県栽培漁業振興協会の項を削り、表中

財団法人青い森みらい創造財団

青森市大字宮田字高瀬二の二

を

財団法人青森県国際交流協会

青森市安方一丁目一の三三

に改める。

青森県告示第二百八十一号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表社団法人青森県栽培漁業振興協会の項を削り、表中

財団法人青い森みらい創造財団

青森市大字宮田字高瀬二の二

を

財団法人青森県国際交流協会

青森市安方一丁目一の三三

に改める。

青森県告示第二百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成十八年度に係る包括外部監査契約を締結したため、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十八年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

倉成 磨

八戸市大字本徒土町三の三

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百八十三号

平成十年十二月一日青森県告示第七百九十二号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部県民生活政策課」を「青森県環境生活部県民生活文化課」に改める。

青森県告示第二百八十四号

平成十年十二月一日青森県告示第七百九十三号（青森県特定非営利活動促進法施行細則の規定による閲覧の場所）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部県民生活政策課」を「青森県環境生活部県民生活文化課」に改める。

青森県告示第二百八十五号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第五十二号の規定により、補助金等の交付に関する事務で地域県民局長及び農林水産事務所に委任するものを次のとおり定め、平成十五年四月一日青森県告示第二百二十号（補助金等の交付に関する事務の農林水産事務所長への委任）は、廃止する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 青森県生産振興総合対策事業等補助金交付要綱（平成十四年五月三十日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号。以下「補助規則」という。）及び同要綱の施行に關すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査（畜産課が分掌する事務に係る施設又は機械の確認検査を除く。）並びに東北生乳販売農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会青森県本部に係るものに関する事務を除く。）。

二 青森県地域農政推進対策事業費補助金交付要綱（昭和五十二年十月二十一日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（市町村に係るものに限る。）。

三 青森県新山村地域特別対策事業費補助金交付要綱（昭和五十五年九月十二日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査に關する事務を除く。）。

四 青森県農業委員会交付金等交付要綱（平成十年十月二日制定）に基づく交付金及び補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（青森県農業会議に係るものを除く。）。

五 青森県経営構造対策事業費補助金交付要綱（平成十三年十月十一日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること（二十万円以上の施設又は機械の確認検査に關する事務を除く。）。

六 青森県草地開発事業補助金交付規程（昭和三十二年十月青森県告示第七百五十二号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に關すること（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に關する事務を除く。）。

七 青森県畜産環境総合整備補助事業費補助金交付要綱（平成十四年十月二十三日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に關すること。

- 八 青森県畜産担い手育成総合整備事業補助金交付要綱（平成十七年四月二十日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。
- 九 青森県林道事業補助金交付規則（昭和三十六年八月青森県規則第八十号）に基づく補助金に係る補助規則及び青森県林道事業補助金交付規則の施行に関する事。
- 十 青森県単林道事業補助金交付規程（昭和三十六年八月青森県告示第五百七十一号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事。
- 十一 青森県小規模治山事業補助金交付規程（昭和四十四年九月青森県告示第五百八十五号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事。
- 十二 青森県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和四十四年十月青森県告示第六百二十七号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事。
- 十三 青森県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（平成六年八月十七日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。
- 十四 青森県農地等災害復旧事業補助金交付規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百二十号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。
- 十五 青森県団地営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）に基づく補助金に係る補助規則及び同規程の施行に関する事（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務及び青森県土地改良事業団体連合会に係る事務（成果品の検査を除く。）を除く。）。
- 十六 青森県団地営小規模土地改良事業補助金交付要綱（昭和四十九年八月二十九日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事（補助規則第十九条の規定による財産の処分の制限に関する事務を除く。）。

青森県告示第二百八十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号の別段の面積を次のとおり定めたので、同号の規定により公示し、昭和四十六年四月十七日青森県告示第三百十五号（農地法第三条第一項第五号の別段の面積及び平成十六年四月一日青森県告示第二百五十八号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）は、廃止する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

農地

別段の面積	区 域
十アール	弘前市のうち、平成十八年二月二十六日現在における岩木町 西津軽郡深浦町 中津軽郡西目屋村 北津軽郡中泊町のうち、平成十七年三月二十七日現在における小泊村
二十アール	青森市のうち、昭和三十七年九月三十日現在における野内村 五所川原市のうち、昭和三十年三月三十日現在における十三村及び脇元村 むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における大畑町 西津軽郡鰺ヶ沢町のうち、昭和三十年三月三十日現在における鰺ヶ沢町 下北郡大間町、風間浦村及び佐井村
三十アール	八戸市 むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における脇野沢村 平川市のうち、平成十七年十二月三十一日現在における碓ヶ関 東津軽郡今別町 三戸郡五戸町及び階上町
四十アール	西津軽郡鰺ヶ沢町のうち、昭和三十年三月三十日現在における舞戸村 上北郡野辺地町 三戸郡三戸町のうち、昭和三十年三月十九日現在における三戸町

青森県告示第二百八十七号

青森県行政機関等設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）第十五条第一

項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二百三十六条第一項の規定により、二以上の農林水産事務所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び農林水産事務所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局又は農林水産事務所を次のとおり指定し、平成十三年四月一日青森県告示第二百六十二号（二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する農林水産事務所の指定）は、廃止する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

二以上の農林水産事務所又は地域県民局及び農林水産事務所にわたる事務	二以上にわたる農林水産事務所又は地域県民局及び農林水産事務所の名称	当該事務を分掌する地域県民局又は農林水産事務所
県営指久保地区かんがい排水事業に関する事務	三八地域県民局 上北地方農林水産事務所	上北地方農林水産事務所
国営岩木川左岸（一期）地区かんがい排水事業に関する事務	中南部地域県民局 西北地方農林水産事務所	西北地方農林水産事務所
県営早稲田・亀田地区緊急農地集積ほ場整備事業に関する事務	中南部地域県民局 西北地方農林水産事務所	中南部地域県民局
県営増館地区緊急農地集積ほ場整備事業に関する事務	中南部地域県民局 東地方農林水産事務所	中南部地域県民局
県営福館放地区かんがい排水事業に関する事務	中南部地域県民局 東地方農林水産事務所 西北地方農林水産事務所	中南部地域県民局
国営岩木川左岸（二期）地区かんがい排水事業に関する事務	中南部地域県民局 西北地方農林水産事務所	西北地方農林水産事務所

県営早瀬野ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南部地域県民局 西北地方農林水産事務所	中南部地域県民局
県営二庄内ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南部地域県民局 西北地方農林水産事務所	中南部地域県民局
県営浪岡ダム地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南部地域県民局 東地方農林水産事務所 西北地方農林水産事務所	東地方農林水産事務所
県営夕顔関頭首工地区基幹水利施設管理事業に関する事務	東地方農林水産事務所 西北地方農林水産事務所	西北地方農林水産事務所
県営相原排水機場地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南部地域県民局 西北地方農林水産事務所	中南部地域県民局
県営中泉排水機場地区基幹水利施設管理事業に関する事務	中南部地域県民局 西北地方農林水産事務所	中南部地域県民局
県営南津軽地区基幹施設管理体整備事業に関する事務	中南部地域県民局 東地方農林水産事務所 西北地方農林水産事務所	中南部地域県民局
県営北津軽地区基幹施設管理体整備事業に関する事務	中南部地域県民局 東地方農林水産事務所 西北地方農林水産事務所	西北地方農林水産事務所
県営上北地区基幹施設管理体整備事業に関する事務	三八地域県民局 上北地方農林水産事務所	上北地方農林水産事務所

青森県告示第二百八十八号

青森県行政機関等設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)第十五条第二項及び青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)第二百三十六条の二第二項の規定により、二以上の県土整備事務所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所を次のとおり指定し、平成十四年四月一日青森県告示第四百四十七号(二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所の指定)は、廃止する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県土整備事務所の所管区域にわたる道路に関する事務(次号に掲げる事務を除く。)を分掌する地域県民局又は県土整備事務所

二以上の県土整備事務所又は地域県民局及び県土整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備事務所又は地域県民局及び県土整備事務所の名称	当該事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所の名称
一般国道百一号に関する事務(大釈迦スノーシェツドの部分に係るものに限る。)	青森県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
県道八戸野辺地線に関する事務(第二奥入瀬川橋の部分に係るものに限る。)	三八地域県民局 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
県道鰐ヶ沢蟹田線に関する事務(やまなみトンネルの部分に係るものに限る。)	青森県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所

県道八戸百石線に関する事務(開運橋の部分に係るものに限る。)	三八地域県民局 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
--------------------------------	-----------------------	------------

県道岩木山環状線に関する事務(上鳴沢橋の部分に係るものに限る。)	中南地域県民局 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
----------------------------------	------------------------	-------------

県道五所川原岩木線に関する事務(幡竜橋の部分に係るものに限る。)	中南地域県民局 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
----------------------------------	------------------------	-------------

県道十腰内陸奥森田停車場線に関する事務(もとみあい橋の部分に係るものに限る。)	中南地域県民局 五所川原県土整備事務所	中南地域県民局
---	------------------------	---------

県道戸来十和田線に関する事務(五渡橋の部分に係るものに限る。)	三八地域県民局 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
---------------------------------	-----------------------	------------

県道常海橋銀線に関する事務(常福橋の部分に係るものに限る。)	中南地域県民局 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
--------------------------------	------------------------	-------------

二 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可に関する事務が二以上の県土整備事務所所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県土整備事務所所の所管区域にわたる場合の当該許可に関する事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所は、当該許可の申請を最初に受けた地域県民局又は県土整備事務所とする。

三 二以上の県土整備事務所所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県土整備事務所所の所管区域にわたる河川に関する事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所

二以上の県土整備事務所又は地域県民局及び県土整備事務所	二以上にわたる県土整備事務所又は地域県民局及び県土整備事務所の名称	当該事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所
-----------------------------	-----------------------------------	-------------------------

整備事務所にわたる事務	ひ県土整備事務所の名称	所の名称
一級河川山田川に関する事務	中南地域県民局 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
一級河川十川に関する事務(北津軽郡板柳町大字滝井字川崎六三の八地先の頭首工(以下「滝井頭首工」という。)上流端から下流の部分に係るものを除く。)	中南地域県民局 青森県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	中南地域県民局
一級河川十川に関する事務(滝井頭首工上流端から下流の部分に係るものに限る。)	中南地域県民局 青森県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
一級河川浪岡川に関する事務(北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋五一の一地先の町道橋上流端から下流の部分に係るものを除く。)	中南地域県民局 青森県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	青森県土整備事務所
二級河川中村川に関する事務	中南地域県民局 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
二級河川中川沢に関する事務	中南地域県民局 五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所
二級河川奥入瀬川に関する事務	三八地域県民局 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所
二級河川後藤川に関する事務	三八地域県民局 十和田県土整備事務所	十和田県土整備事務所

四 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県土整備事務所
所の所管区域にわたる下水道に関する事務を分掌する地域県民局又は県土整備事務所

二以上の県土整備事務所 又は地域県民局及び県土 整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備 事務所又は地域県民局及 び県土整備事務所の名称	当該事務を分掌する地域 県民局又は県土整備事務 所の名称
岩木川流域下水道に関する 事務	中南地域県民局 青森県土整備事務所	中南地域県民局
馬淵川流域下水道に関する 事務	三八地域県民局 十和田県土整備事務所	三八地域県民局

五 一般国道三三八号の白糠バイパスの建設の事業の用に供する用地の買収及び補償
並びに用地の買収に伴う登記の嘱託に関する事務を分掌する地域県民局又は県土整
備事務所は、下北地域県民局とする。

青森県告示第二百八十九号

青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号)別表第一号の規定に基
づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の
特定期間を次のとおり定める。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区	分	金額(一回につき)
個人	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	(特別展の開催の前日まで)二百四十円 する場合には、二百円)

「わが家にテレビがやってきた」の観覧		
一般	団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生
一般	一人につき (特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円)	一人につき (特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円)
一般	一人につき (特別展の開催の前日までに納付する場合には、三百二十円)	一人につき (特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円)

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成十九年一月一日から同年二月二十八日まで

出先機関

青森県税事務所告示第一号

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第三十条第一項の規定により自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年四月一日

青森県税事務所長 宮 川 和 巳

一 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所

青森市奥野一丁目二の三

2 名称

社団法人青森県自動車会議所

二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田二二九の二三

青森県軽自動車会館内

八戸市桔梗野工業団地二丁目二の六六

八戸自動車会館内

八戸市北インター工業団地二丁目九の一

八戸軽自動車会館内

教育委員会

青森県教育委員会告示第五号

平成十二年四月一日青森県教育委員会告示第二号(青森県情報公開条例第三十二条の規定により青森県教育委員会が定める法人)は、廃止する。

平成十八年四月一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会告示第六号

平成十一年七月一日青森県教育委員会告示第六号(青森県個人情報保護条例第三十条九条の規定により青森県教育委員会が定める法人)は、廃止する。

平成十八年四月一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭